

山形県地域保健医療協議会設置要綱

(設置)

第1 住民の健康を確保し、地域の特性や実情に即した保健医療の推進を図ることを目的として策定された地域保健医療計画の円滑な進行を図るほか、地域医療構想調整会議として地域医療構想の達成の推進を図ることを目的に医療法第30条の14で規定する協議を行うため、山形県保健医療計画で定める二次保健医療圏ごとに、別表に掲げる地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 地域保健医療計画及び地域医療構想の進捗状況の把握、評価に関すること。
- (2) 地域保健医療計画及び地域医療構想の見直しに関すること。
- (3) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること。
- (4) 病床機能報告制度による情報の共有に関すること。
- (5) 地域医療構想の達成を推進するための方策に関すること。
- (6) 地域の病院・有床診療所の開設・増床等に関すること。
- (7) 外来医療計画に関すること。
- (8) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(委員)

第3 協議会は、それぞれ委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) 医療保険者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、年度途中で委嘱する場合又は委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(専門部会等)

第6 協議会に、必要に応じ、専門的事項を調査検討させるために、専門部会やワーキングを置くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、別表に掲げる総合支庁保健福祉環境部において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別 表

二次保健 医 療 圏	地域保健医療協議会	庶務担当総合支庁 保健福祉環境部
村山圏域	村山地域保健医療協議会	村山総合支庁
最上圏域	最上地域保健医療協議会	最上総合支庁
置賜圏域	置賜地域保険医療協議会	置賜総合支庁
庄内圏域	庄内地域保健医療協議会	庄内総合支庁

山形県循環器病対策推進計画（仮称）の策定について

1. 背景

- 令和元年12月、循環器病対策基本法（以下「法」という。）が施行され、都道府県は、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況等を踏まえ、都道府県計画を策定しなければならないとされた。（法第11条第1項）。
- 令和3年3月に開催した健康長寿推進協議会において、「健康やまがた安心プラン」を構成する諸計画の1つとして「山形県循環器病対策推進計画」を策定し、関連計画と調和を保ちつつ、健康づくり施策を一体的、総合的に推進することが決定された。

2. 趣旨

- 脳卒中、心臓病その他の循環器病が、県民の死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑み、「健康長寿日本一」の実現に向け、本県の循環器病対策を総合的に推進するため、「山形県循環器病対策推進計画」を策定する。
- 法の基本理念に基づき、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実などに取り組むことで、健康寿命の延伸及び医療・介護の負担軽減を図る。

3. 現状と課題

- 1 県民の健康寿命（H28）**
男性 72.61（全国第7位）
女性 75.06（全国第23位）
出典：厚生労働科学研究班調査
- 2 県民の平均寿命（H27）**
男性 80.52（全国第29位）
女性 86.96（全国第29位）
出典：厚生労働省「都道府県別生命表・完全生命表」
- 3 県民の死亡原因（R1）**
第1位：がん（25.1%）、第2位：心疾患（15.4%）、
第3位：老衰（11.9%）、第4位：脳血管疾患（9.5%）
出典：令和元年人口動態統計
- 4 国民の介護が必要となった主な原因（R1 全国値）**
第1位：循環器病（脳血管疾患・心疾患：20.6%）、
第2位：認知症（17.6%）
出典：令和元年国民生活基礎調査

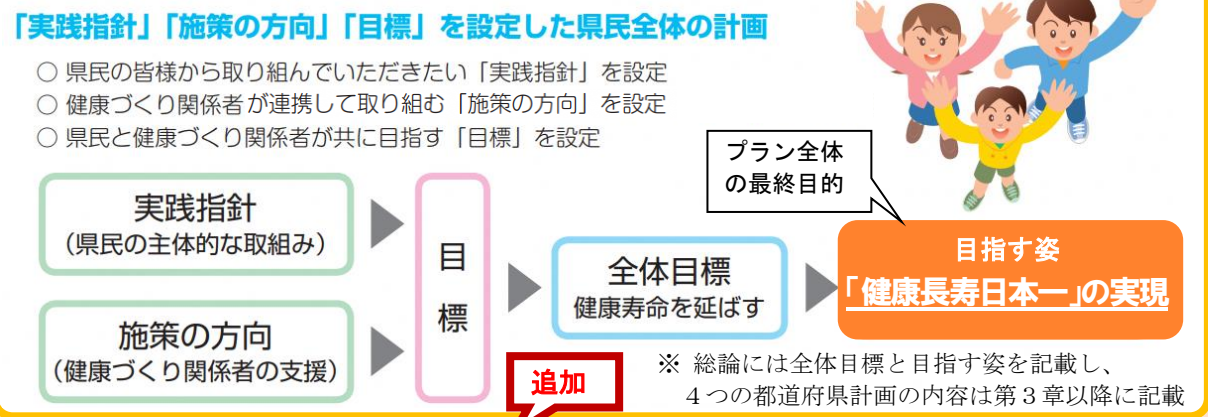
健康寿命と平均寿命には10年前後の開きがある。

循環器病は死亡、介護の主要な原因となっている。

4. 健康やまがた安心プランの構成（新計画の追加）

- <位置づけ>
- 「第4次山形県総合発展計画」政策の柱4 政策3 **保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現**
 - 「健康やまがた安心プラン」
 - ・健康増進法に基づく都道府県健康増進計画
 - ・がん対策基本法に基づく都道府県がん対策推進計画
 - ・**循環器病対策基本法に基づく都道府県循環器病対策推進計画**
 - ・歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく都道府県の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
- 計画期間：平成25年度～令和5年度（当初の計画期間を1年延長）

健康やまがた安心プラン 第2章 総論



健康やまがた安心プラン 第3章 健康増進

- 1 基本的な方向**
『全ての県民が共に支え合い、健やかで心豊かに安心して生活できる活力ある社会の実現』
- 2 分野別施策**
 - 生活習慣及び社会環境の改善
 - 栄養・食生活
 - 身体活動・運動
 - 休養・こころの健康
 - 飲酒
 - 喫煙
 - 生活習慣病等の発症予防と重症化予防の徹底
 - がん
 - 循環器疾患
 - 糖尿病
 - 慢性閉塞性肺疾患
 - 歯・口腔の健康
 - 高齢者の健康

健康やまがた安心プラン 第4章 がん対策

- 1 基本的な方向**
『がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんの克服を目指す』
- 2 分野別施策**
 - がんの予防の推進
 - がんの早期発見の推進
 - がん医療の推進
 - がんに関する相談支援と情報提供の充実
 - がん登録の推進
 - がんの教育・普及啓発及び研究の推進
 - ライフステージに応じたがん対策の充実

健康やまがた安心プラン 第5章 循環器病対策

- 1 基本的な方向**
『循環器病の発症と死亡を減らし、全ての県民が健やかで質の高い生活ができる社会の実現』
- 2 分野別施策**
 - 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
 - 保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実
 - 循環器病を予防する健診の普及等
 - 救急搬送体制の整備
 - 循環器病に係る医療提供体制の整備
 - 患者等への支援と情報提供
 - 循環器病の研究推進

- ◆ **循環器病対策の基本理念（法第2条）**
- 1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発**
循環器病の予防、循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めること
 - 2 保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実**
循環器病患者等に対する保健、医療（リハビリテーションを含む）、福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるようにすること
 - 3 循環器病の研究推進**
循環器病に関する研究の推進を図るとともに、技術の向上の研究等の成果を提供し、その成果を活用して商品等が開発され、提供されるようにすること

5. スケジュール

令和3年8月：第1回委員会（計画骨子の協議）、 令和3年10月：第2回委員会（計画素案の協議）、 令和3年12月：第3回委員会（計画最終案の協議）
令和4年1月：計画策定